定 款

一般財団法人 最先端技術利用推進協会

一般財団法人 最先端表現技術利用推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 最先端表現技術利用推進協会と称する。

2 この法人の略称を表技協とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、最先端表現技術の調査研究開発やこれを利活用したコンテンツの開発制作を支援し、これらに関与する人材育成をすることによって、産業と文化の融合に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 最先端表現技術に関する調査研究開発の実施
- (2) 最先端表現技術に関するシンポジウム、研究会、講演会、講習会、 展示会等の開催
- (3) 最先端表現技術に関する出版物の刊行
- (4) 最先端表現技術に関する検定試験の実施
- (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、別紙 財産目録の第1とし、基本財産以外の財産は、同目録の第2とする。
 - 2 前項の基本財産について、理事はこの法人の目的を達成するために 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、基本財産 の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとすると

きは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日 に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するま での間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表 理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けな ければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の規定により提出された書類のほか、次の書類を主たる事務 所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事及び理事の名簿
 - (3) 理事、監事及び理事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値 のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
 - 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次 項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成す る。
 - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を 理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は 使用人(過去に使用人となった者も含む。)
 - 4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項 のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説 明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人の役員等(理事、監事及び評議員)との 関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部 委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 該当候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員

として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合に あっては、当該2人以上の評議員)につき、2人以上の補欠の評議 員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の 任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員に対して、各月度の総額が2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
 - 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議 に基づき代表理事が招集する。
 - 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集 の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を 除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害 関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をも って行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部の譲渡
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案に際しては、候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款 第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者 の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するこ ととする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事 録を作成する。 2 議長及び出席した評議員のなかから、評議員会において選任された2名以上の評議員が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち1名を代表理事とする。その他、専務理事と常務理事 を各1名置くことができる
 - 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければ ならない。
 - (1)各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者
 - ハ. 当該理事の使用人
 - ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭 その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ. ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計 を一にするもの
 - (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 理事
 - 口. 使用人
 - ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人)又

は業務を執行する社員である者

- 二. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人 を代表し、業務を統括執行する。
 - 3 専務理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の 業務に従事する。
 - 4 常務理事は、代表理事及び専務理事を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。
 - 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この 法人の業務を分担執行する。
 - 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔 で、2回以上自己の職務状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、 この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲 内で理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し た額を報酬等して支給することができる。
 - 2 理事及び監事に、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
 - 3 前項に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

- 第26条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金50万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び 解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集するものとする。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事 が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除 く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成する。
 - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 賛助会員

(替助会員)

- 第32条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする企業及び 団体を賛助会員とする。
 - 2 賛助会員及び賛助会費関して必要な事項は、代表理事が理事会の

決議を得て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条について も適用する

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の 成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(設立者の名称、住所)

第38条 設立者の名称、住所は、次のとおりである。

住所 東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟21階

名称 株式会社 フォーラムエイト

(設立者が拠出する財産及び価額)

第39条 この法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及び価額は、次のとおりである。

設立者 株式会社 フォーラムエイト 別紙財産目録記載の現金 計 金1300万円

(最初の事業年度)

第40条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成26 年11月30日までとする。

(設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第41条 この法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代 表理事は次のとおりとする。

設立時評議員:町田 聡 羽倉 弘之 武井 千雅子

設立時理事 : 伊藤 裕二 川村 敏郎 小林 佳弘 伊藤 裕二

設立時監事 : 松田 克巳

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

別 紙

財産目録

第1 基本財産

設立者株式会社フォーラムエイト現金金300万円

第2 基本財産以外の財産

設立者 株式会社 フォーラムエイト

現金 金1000万円

以上